

要 求

10

在永製業, 大坂工場

(1958) 5. 9. 1

- 1. 賃銀の割増額を減す。
- 2. 解雇手当。

勤続14年未満 38日分

以上14月分 = 9日分加算

~

解 決

10

(5. 5.)

- 1. 解雇手当。

勤続6ヶ月未満 15日分

14年 " 28日分

以上14月分 = 2日分加算

併 = 未成業者 = 汗流口を減らす。

振替を減らす。

+